



2020年度

新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業

(旧：ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業)

公募説明会資料

- 内 容 -

- ・事業の概要
- ・応募要件について
- ・審査方法と審査基準について
- ・提案の手続きおよび受付について

この資料は、新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業への応募をご検討されている事業者のみなさまに最低限必要な重要情報を記載しております。応募に際しては、公募要領をはじめとする関係書類を熟読してください。

2020年3月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

◆ 本事業の目的

再生可能エネルギー分野の導入普及に向けた研究開発を助成し、事業化・ビジネス化に結びつけます。

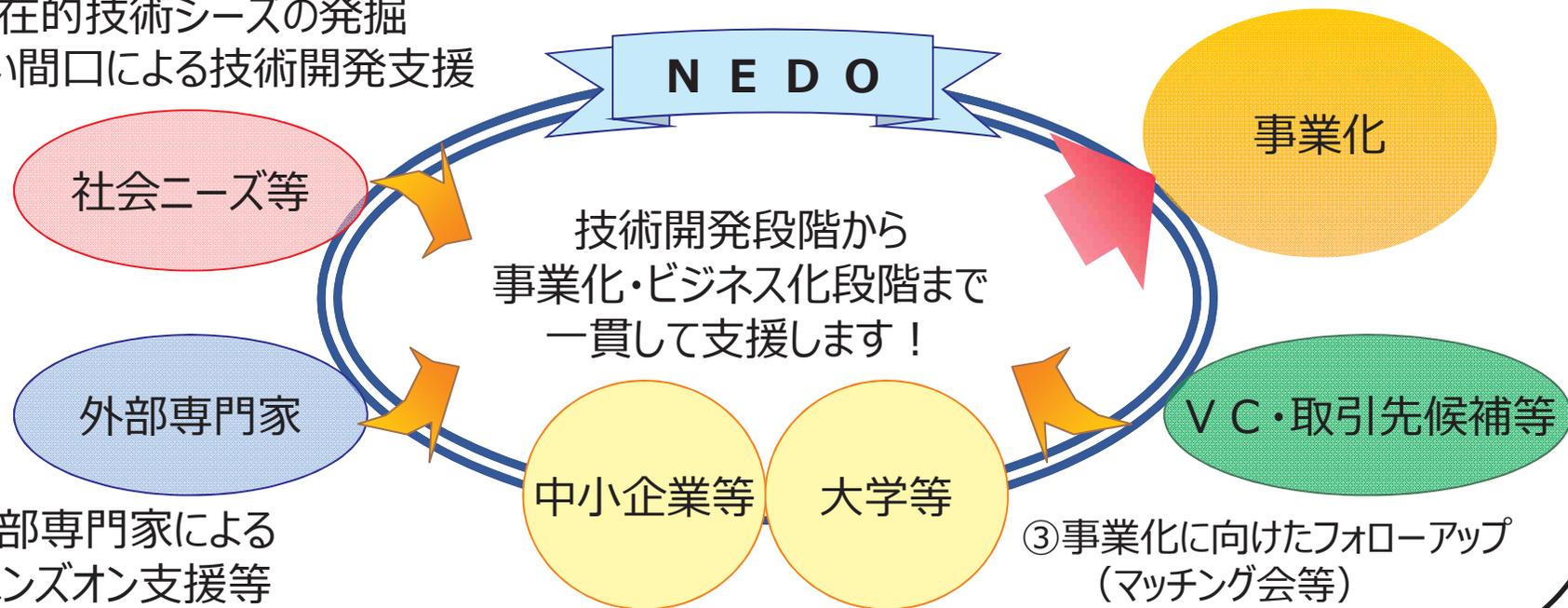
- 中小企業等(スタートアップ企業を含む。)が有する技術シーズを活用した研究開発の推進を支援する。
- 新事業の創成と拡大等を目指した事業化・ビジネス化を支援する。
- イノベーション・コースト構想の推進につながる研究開発の支援強化により、福島県浜通り地域の復興・再生に貢献する。

◆ 提案カテゴリー

- A. 太陽光発電利用促進分野
- B. 風力発電利用促進分野
- C. 未利用エネルギー利用促進分野
- D. 燃料電池利用促進分野
- E. 蓄電池利用促進分野
- F. 再生可能エネルギー熱利用促進分野
- G. バイオマス利用促進分野
- H. 再生可能エネルギー利用促進分野（A～Gの各分野に属するものを除く）

今後の再生可能エネルギーの導入普及に向けて、研究開発段階から事業化段階までの一貫した支援を行います。

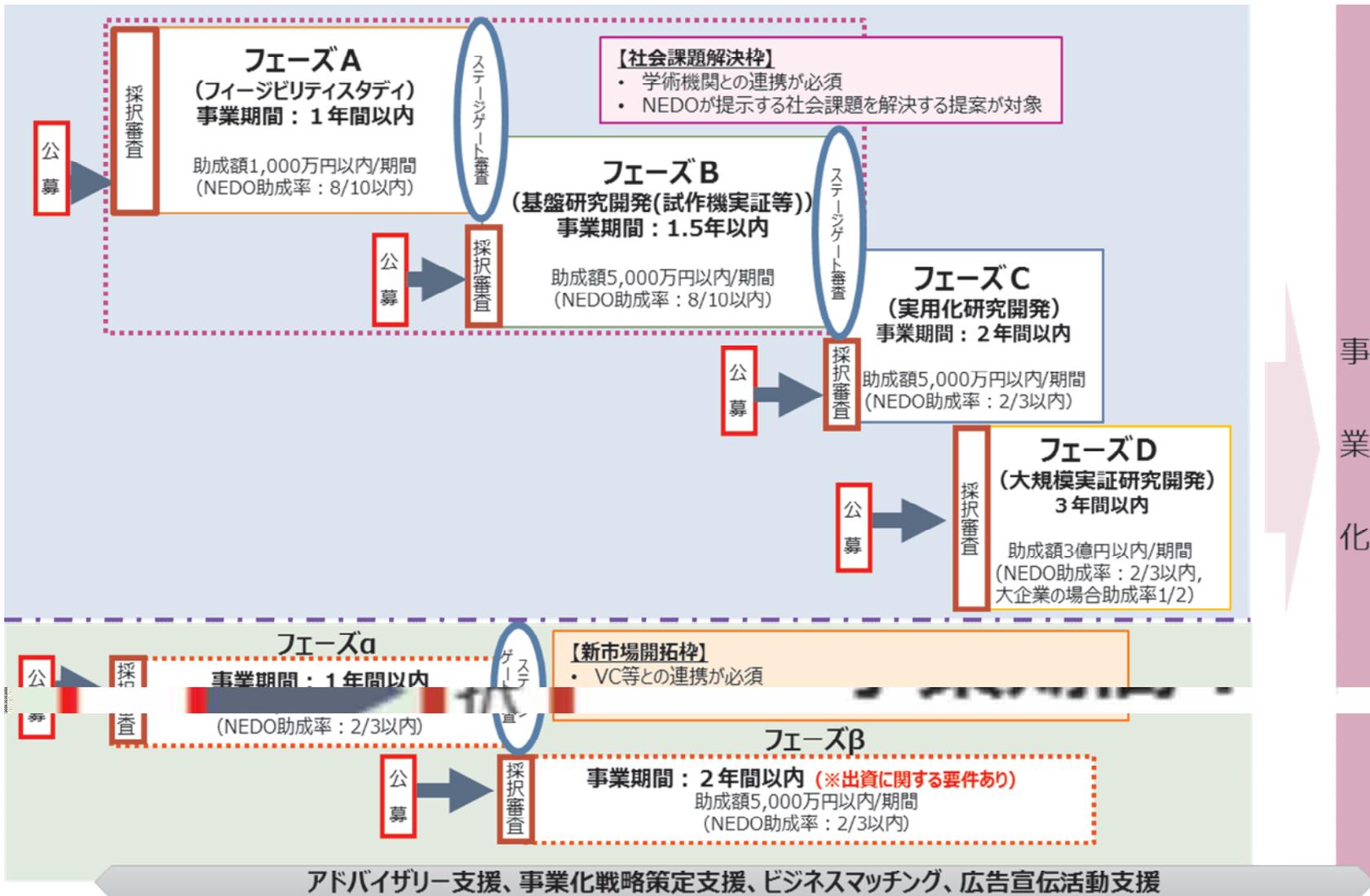
①潜在的技術シーズの発掘
広い間口による技術開発支援



②外部専門家による
ハンズオン支援等

③事業化に向けたフォローアップ
(マッチング会等)

事業のスキーム



応募の要件（全フェーズ共通）



1. エネルギー基本計画、新成長戦略等に示されている、(1)又は(2)の分野に該当し、再生可能エネルギーの普及につながる提案であること

(1) 太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス利用、太陽熱利用、その他未利用エネルギー分野

(2) 再生可能エネルギーの普及、エネルギー源の多様化に資する新規技術（燃料電池、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム等）

2. 日本国内で登記されている中小企業等※であって、研究開発拠点を国内で確保できること

※但し、フェーズDに限り、共同提案者については、大企業でも参画することが可能。

(1) 複数事業者で提案する場合は、代表となる事業者を提案者とし、提案者以外の事業者を共同提案者とします。

(2) 「中小企業」とは、中小企業基本法に定められている「資本金基準」、「従業員基準」のいずれかを満たす会社であって、みなし大企業に該当しないもの

3. 「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に合意すること

応募の要件（中小企業の定義）



中小企業とは下表に示す「**資本金基準**」または「**従業員基準**」のいずれかを満たす企業であって「**みなし大企業**」（公募要領P10参照）に該当しないもの

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の 総額)	従業員基準 (常時使用する従業員 の数)
製造業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員（解雇予告不要者）を含まない

※中小企業者としての「**組合等**」も応募できます。詳しくは公募要領を確認してください

応募の要件（社会課題解決枠）



複数機関で提案する場合は、代表となる事業者を提案者とし、提案者以外の事業者を共同提案者とします。

提案フェーズ	応募要件
社会課題 解決枠 フェーズA (F.S.)	<ul style="list-style-type: none">・共同研究先として、大学等（※）を実施体制に加えること・公募要領別添に掲げる、NEDOが設定する課題に合致するテーマであること
社会課題 解決枠 フェーズB (基盤研究)	<ul style="list-style-type: none">・提案書における「委員会等における外部からの指導及び協力者」に大学等からの指導・協力者を入れるなど、実施体制に大学等（※）を含むこと・公募要領別添に掲げる、NEDOが設定する課題に合致するテーマであること

※大学、高等専門学校、大学共同利用機関、試験研究に関する業務を行う独立行政法人（国立研究開発法人を含む）

A. 太陽光発電利用促進分野

- A-1 太陽光発電システムの付加価値向上及び市場の拡大に資する技術の開発
- A-2 太陽光発電システムの安全性向上に資する技術の開発
- A-3 太陽光発電システムを維持管理(太陽光発電設備の長寿命化や発電効率向上に寄与し、かつ、低コストで設備の汚れや劣化を抑制すること)する技術の開発
- A-4 太陽光発電の均等化発電原価の大幅な低減に資する技術の開発
- A-5 太陽電池パネルのリユース、リサイクルに資する技術の開発

B. 風力発電利用促進分野

- B-1 風力発電の自立電源化を支援する技術の開発
(特に、低コスト化、発電量向上、信頼性向上に資するもの。)
- B-1 風力発電機のリプレイス、リパワリング、超大型化に資する技術の開発

C. 未利用エネルギー利用促進分野

- C-1 低コストかつ分散型のエネルギーハーベスティングに資する技術の開発
(風力に限らず、地域内での生産消費、利活用に資するもの。)

D. 燃料電池利用促進分野

- D-1 燃料電池の高度化、低コスト化に資する技術の開発
- D-2 安定的な水素製造・貯蔵・運搬に資する技術の開発

E.蓄電池利用促進分野

- E-1 産業用途を前提とした、低コストで信頼性の高い蓄電池の製造に資する技術の開発
- E-2 急速充電の高度化及び高効率化に資する技術の開発

F.再生可能エネルギー熱利用促進分野

- F-1 再生可能エネルギー熱の普及促進に資する技術の開発
- F-2 再生可能エネルギー熱のロスの削減及び有効利用に資する技術の開発

G.バイオマス利用促進分野

- G-1 木質バイオマス材料の安価かつ安定的な供給に資する技術の開発
- G-2 安価に安定して大量に調達できるバイオマス燃料（木質以外）の開発
- G-3 メタン発酵設備に関する技術の開発
- G-4 バイオマス発電設備のエネルギー効率の向上やコスト削減に資する技術の開発
- G-5 バイオジェット燃料の開発

H.再生可能エネルギー利用促進分野（A～Gの各分野に属するものを除く）

- H-1 変動性再生可能エネルギーの活用を促進する、電力需給バランスを経済的に制御するシステム又は要素技術の開発
- H-2 安全性が高く、かつ、低コストな配電システムの実用化に資する技術の開発
- H-3 再生可能エネルギーの利用促進を目的とした炭素固定化技術の開発

応募の要件（新市場開拓枠）



複数機関で提案する場合は、代表となる事業者を提案者とし、提案者以外の事業者を共同提案者とします。

提案フェーズ	応募要件
新市場開拓枠 フェーズα (F.S.)	以下のいずれかの資料を提出すること ・VC等（※）から出資有りの場合：本提案に関して出資を得ていることを示す 出資理由確認書 及び 投資契約書等の出資を確認する書類の写し （出資実行が公募締切日より遡って原則1年以内であること） ・VC等から出資無しの場合：VC等の 出資（検討）意向確認書
新市場開拓枠 フェーズβ (基盤研究)	以下のいずれかの資料を提出すること ・VC等（※）から出資有りの場合：本提案に関して出資を得ていることを示す 出資理由確認書 及び 投資契約書等の出資を確認する書類の写し （出資実行が公募締切日より遡って原則1年以内であること） ・VC等から出資予定の場合：VC等が出資を予定していることを示す 出資意向及び理由確認書 （採択された場合、採択通知日から30日以内に、投資契約書等の出資を証明する書類の写しの提出を求めます）

※国内の「業としてベンチャー企業への投資機能を有する企業」であり、かつ、反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないもの。Corporate Venture Capital(CVC)も含むものとします。

応募の要件（フェーズC、フェーズD）



複数機関で提案する場合は、代表となる事業者を提案者とし、提案者以外の事業者を共同提案者とします。

提案フェーズ	応募要件
フェーズC (実用化研究 開発)	<ul style="list-style-type: none">・事業期間終了後3年以内での事業化を目指す、具体的な内容であること・予め、基礎となる技術が確立されていること
フェーズD (大規模実証 開発)	<ul style="list-style-type: none">・事業期間終了後1年以内での事業化を目指す、具体的な内容であること・予め、基礎となる技術が確立されていること・実証研究を実施する場を確保していること

提案に関する注意



・同一テーマで、複数フェーズ（社会課題解決枠フェーズA及びB、新市場開拓枠フェーズα及びβ、フェーズC、フェーズD）へ、同時に提案することはできません。

※同一提案者が、複数のテーマで提案することは可能です。

・本事業では、事業の一部を委託することは認めていません。また、海外機関及び国内の民間企業との共同研究についても計上は認められていません。

・共同提案の場合は、原則として、代表となる提案者（中小企業等）の費用が、全体の50%以上とする必要があります。なお、フェーズDについては代表提案者の費用を必ず50%以上とする必要があります。

事前審査の基準

(社会課題解決枠フェーズA及びB、新市場開拓枠フェーズα及びβ)



技術審査

- ① テーマが、従来技術や競合技術と比較して、優位性や独自性が高いこと。
- ② 実施する技術開発に新規性があり、また、技術開発の目標が合理的な根拠に基づき、具体的かつ定量的に設定されており、事業化に向けて適切なものとなっていること。
- ③ 解決すべき技術課題が、明確に示されていること。
- ④ 技術課題の解決方法が、実験データ、論文等の科学的根拠に基づき、具体的に提案されており、事業期間内に技術課題が解決される可能性が高いこと。
- ⑤ テーマは、化石燃料の使用量削減、エネルギー需給ギャップの解消に加え、自立運転システム、非常電源、CO2削減等に活用され得る等、国民生活や社会経済に対する波及効果が大きいこと。(※再生可能エネルギー導入量、CO2削減量、市場創出効果(金額)等の形で、具体的な成果の予測を定量的に示すこと。)
- ⑥ 実施計画、実施体制等が適切なものとなっており、また、研究開発の成果により、相当程度の助成金額に対する研究開発効果が見込まれること。

事前審査の基準

(社会課題解決枠フェーズA及びB、新市場開拓枠フェーズα及びβ)



事業化審査

- ① 事業内容が、市場ニーズを踏まえ、競合するビジネスと比較して、優位性が高いこと。
- ② 市場ニーズや競合するビジネスが具体的に示され、信頼できるものであること。
- ③ 事業化の達成時期、事業化までのマイルストーン、ビジネスフォーメーションと役割分担等が、具体的に示されていること。
- ④ 事業化計画の実現可能性が高いこと。
- ⑤ 事業化の基盤となる知財戦略等が、十分に検討されていること。
- ⑥ ターゲット市場の規模が、十分に大きく、短期間で、高収益が望める収益モデルとなっていること(本項目は、新市場開拓枠フェーズα及びβにのみ、適用されます。)

技術審査

- ① テーマの技術シーズの内容が、従来技術や競合技術と比較して、優位性や独自性が高く、かつ、基礎的な検討が十分に行われていること。
- ② 実用化研究開発の目標が、合理的な根拠に基づき、具体的かつ定量的に設定されており、解決すべき技術課題が、明確に示されていること。
- ③ 実用化研究開発の目標を達成して得られる最終製品が具備すべき性能、仕様等（最終目標）が、合理的な根拠に基づき、事業化に向けて適切なものとなっていること。
- ④ テーマは、化石燃料の使用量削減、エネルギー需給ギャップの解消に加え、自立運転システム、非常電源、CO2削減等に活用され得る等、国民生活や社会経済に対する波及効果が大いこと。（※再生可能エネルギー導入量、CO2削減量、市場創出効果(金額)などの形で、具体的な成果の予測を定量的に示すこと。）
- ⑤ 実用化研究開発の計画、実施体制等が適切なものとなっており、また、事業期間終了後3年以内での事業化を目指す、具体的な内容であること。

事業化審査

- ① 事業化計画の内容が、市場ニーズ等を踏まえたものとなっており、競合するビジネスと比較して、優位性が高いこと。
- ② 事業化計画の内容が、費用対効果を、十分に、考慮していること。
- ③ 製品開発に必要となる特許又はノウハウを保有している、あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。
- ④ 事業期間終了後3年以内に事業化を達成するためのマイルストーン、ビジネスフォーメーション（協力企業、販売代理店等の社外体制も含む。）と役割分担等が、具体的に示されていること。
- ⑤ 事業化に当たり、法的規制等がある場合には、具体的な対応策を提示すること。
- ⑥ 事業化に当たり、知財戦略等が、十分に、具体化されていること。

技術審査

- ① テーマが、従来技術や競合技術と比較して、優位性や独自性が高い技術シーズであって、基礎となる技術が確立されていること。
- ② 大規模実証研究開発の目標が、合理的な根拠と見込み顧客のニーズに基づき、具体的かつ定量的に設定されており、解決すべき技術課題が、明確に示されていること。
- ③ 大規模実証研究開発の結果として得られる製品が具備すべき性能、仕様等が、合理的な根拠に基づき、事業化に向けて適切なものとなっていること。
- ④ テーマは、化石燃料の使用量削減、エネルギー需給ギャップの解消に加え、自立運転システム、非常電源、CO2削減等に活用され得る等、国民生活や社会経済に対する波及効果が大いこと。（※再生可能エネルギー導入量、CO2削減量、市場創出効果(金額やシェア)等の形で、具体的な成果の予測を定量的に示すこと。）
- ⑤ 大規模実証研究開発計画、実施体制等が適切なものとなっており、また、研究開発の成果が、事業期間終了後1年以内に実用化できる可能性が高いこと。

事業化審査

- ① 事業化計画の内容が、市場ニーズ等を踏まえたものとなっており、競合するビジネスと比較して、優位性が高いこと。
- ② 事業化計画の内容が、費用対効果を、十分に、考慮していること。
- ③ 製品開発に必要となる特許又はノウハウを保有している、あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。
- ④ 事業期間終了後1年以内に事業化を達成するためのマイルストーン、ビジネスフォーメーション（協力企業、販売代理店等の社外体制も含む。）と役割分担等が、具体的に示されていること。
- ⑤ 事業化に当たり、法的規制等がある場合には、具体的な対応策を提示すること。
- ⑥ 事業化に当たり、知財戦略等が、十分に、具体化されていること。

本審査の基準（全フェーズ共通）



- ① 助成事業の目標が、NEDOの意図を踏まえていること。
- ② 助成事業の方法、内容等が優れていること。
- ③ 助成事業の経済性が優れていること。
- ④ 助成事業を行う体制が整備されている、又は、整備される予定があること。
（NEDOからの要請に適切に対応できることを含む。）
- ⑤ 助成事業に必要な設備が整備されている、又は、整備される予定があること。
- ⑥ 経営基盤が確立されていること。
- ⑦ 関連分野の開発等に関する実績を有していること、又は、実績のある大学等の共同研究先や協力企業等からの協力が得られること。

その他加点要素（全フェーズ共通）



イノベーション・コースト構想の対象地域で実施される提案については、審査段階で加点します。

具体的な要件は、下記とおりです。

- ・対象地域に会社本社の登記を行っている場合
- ・対象地域に研究拠点を有し、当該拠点にて本提案に係る研究開発を実施する場合
- ・拠点を有していないが、拠点を移す計画の妥当性をNEDOが認めた場合

なお、上記提案については、助成金額（NEDO負担額）の上限を増額することが可能です。

※フェーズD以外の5フェーズに限ります。

※増額後の上限は、

社会課題解決枠フェーズA及び新市場開拓枠フェーズαでは、1,500万円以内、
社会課題解決枠フェーズB、新市場開拓枠フェーズβ及びフェーズCでは、7,500万円以内
とします。

3月18日(水) 公募開始

5月15日(金)正午必着 公募締切

※郵送または特定信書便のみで受付（持参での受付は不可）

6月上旬～6月中旬（予定）

事前審査（書面審査）

6月下旬～7月上旬（予定）

事前審査（プレゼン審査）

※書面審査通過者のみ

7月下旬（予定）

助成先決定

8月中旬（予定）

研究開始（交付決定通知の発出）

本事業への提案は、

- 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の申請
- N E D Oへの提案書類(提出書類一式及びCD-R)
の両方が必要です

e-Radシステムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。

- ✓ 事前登録には2週間以上時間を要する場合がございますので、早めに登録をお願いします。

☆ e-Radによる申請手続きを行わないと本事業への提案ができませんので、充分留意してください。

e-Rad（府省共通研究開発管理システム）とは

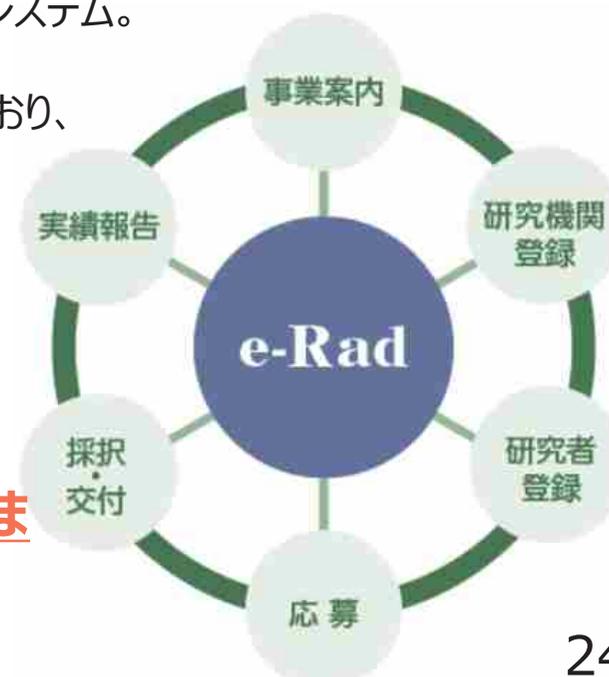


研究開発経費の適切な配分のためのオンライン研究開発管理システム
<https://www.e-rad.go.jp/>

府省共通研究開発システム（e-Rad）は、各府省等が所管する競争的資金制度を中心とした公募型の研究資金制度について、研究開発管理に係る手続きをオンライン化し、応募受付から実績報告等の一連の業務を支援するとともに、研究者への研究開発経費の不合理な重複や過度の集中を回避することを目的とした、府省横断的なシステム。

e-Radは、公募型の研究資金制度を所管する関係9府省により運営しており、各府省の協力の下、文部科学省がシステムの開発及び運用を行っている。

NEDOでは、e-Rad上での研究開発課題の登録に加え、別途提案書等の応募書類の提出をお願いしております。



公募への応募におけるe-Rad手続きの流れ



公募要領を確認

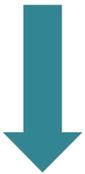
★基本的な操作方法はe-Radホームページの操作マニュアル・応募編をご参照ください。

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html



提案者の
e-Radアカウントの取得

注意点①：e-Rad 上での研究者アカウントの新規登録



e-Rad上で公募へ応募

**注意点②：提案額（委託）、又は交付申請額（助成）
の入力**

注意点③：研究代表者、研究分担者の登録



e-Radで登録した応募内容
提案書を添付し、NEDOに
提出

※ e-Rad 応募情報入力時の画面下部
「応募内容提案書のプレビュー」からPDFファイルをダウンロードしてください。



※ 公募締切後の課題の変更・修正については、担当者にご相談ください。
内容を確認後、e-Rad配分機関（NEDO）より、修正依頼を送信いたします。

■ 参照箇所

e-Rad ホームページ：<https://www.e-rad.go.jp/index.html>

ホームの上方メニューから

「登録・手続き」 > 「研究機関向け」、もしくは「研究者向け」 > 「新規登録の方法」

登録済の研究機関に所属している場合

所属研究機関において研究者登録が可能ですので、所属機関のe-Rad 事務担当にアカウント発行を依頼してください。

研究機関が未登録の場合

研究機関の登録から始める必要があります。

研究機関の新規登録申請を行うよう、所属機関の事務担当に依頼してください。

研究機関に所属していない場合

e-Radに用意してある様式から、ご自身で郵送による研究者の登録申請を行ってください。

※最大で2週間程度かかる場合があります。余裕をもって申請してください。

注意点② 交付申請額の入力について



- ・「研究経費」には応募時点での提案額、又は交付申請額を入力してください。
- ・提案書を基に直接経緯、間接経費、再委託費・共同実施費の項目に入力してください。
もし配分が困難な場合には、全額を直接経費の欄に入力ください。
(※) 直接経費の細分項目が設定されている場合には一番の上の項目に入力してください。

基本情報	研究経費・研究組織	応募・受入状況	業績情報	略歴情報
研究経費				
年度ごとの経費の登録を行います。 「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。				
1.費目ごとの上限と下限 (単位:千円)				
	上限	下限		
直接経費、間接経費、再委託費・共同実施費の合計	(設定なし)	1千円		
間接経費	(設定なし)	-		
再委託費・共同実施費	(設定なし)	(設定なし)		
2.年度別経費内訳 (単位:千円)				
	2018年度	2019年度	合計	
直接経費	直接経費(機械装置等費) <small>必須</small>	<input type="text"/> 千円	<input type="text"/> 千円	0千円
	直接経費(労務費) <small>必須</small>	<input type="text"/> 千円	<input type="text"/> 千円	0千円
	直接経費(その他経費) <small>必須</small>	<input type="text"/> 千円	<input type="text"/> 千円	0千円
	小計	0千円	0千円	0千円
間接経費	間接経費 <small>必須</small>	<input type="text"/> 千円	<input type="text"/> 千円	0千円
再委託費・共同実施費	再委託費・共同実施費 <small>必須</small>	<input type="text"/> 千円	<input type="text"/> 千円	0千円
	合計	0千円	0千円	0千円

【参考】問い合わせ先



1. e-Radの操作に関する質問は下記を参照のこと

- 研究者用操作マニュアル：https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html
- 所属研究機関の e-Rad 担当窓口
- e-Radヘルプデスク



ヘルプデスクへの連絡に際し、

- e-radにログインし、操作マニュアルを開いた状態での連絡だと対応がスムーズとなります。
- 公募の締切日直前等は電話回線が混雑する場合があります。

詳しくはコチラ <https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

2. 上記で解決しない場合にはNEDO公募担当者へ

連絡の際には、公募名、研究者氏名、研究者番号、エラーメッセージのスクリーンショット等をご準備の上ご連絡ください。

提出書類（フェーズA及びB）



1. 提出書類A 1部
- ① 提案用書類等チェックリスト・提案用書類等整理番号通知票
 - ② 課題設定型産業技術開発費助成事業提案書（様式第1）
 - ③ 事業の要旨
 - ④ 助成事業実施計画書（添付資料1）
 - ⑤ 企業化計画書（添付資料2）
 - ⑥ 事業成果の広報活動について（添付資料3）
 - ⑦ 非公開とする提案内容（添付資料4）
 - ⑧ 法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料5-1）
 - ⑨ 直近3年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料5-2）
 - ⑩ e-Rad応募内容提案書（添付資料6）
 - ⑪ イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト（添付資料7）
 - ⑫ ユーザ候補からの推薦書（添付資料8）
 - ⑬ 主任研究者研究経歴書（別添1）
 - ⑭ その他の補助金制度との関係等（別添2）
 - ⑮ 利害関係のある評価者（別添3）
 - ⑯ 全部事項証明書（一通）（別添4）
- ※⑪及び⑫は、該当者のみ提出してください。
2. 提出書類B 上記②～⑤、⑧、⑨、⑫、⑭の写し 1部
- ② 課題設定型産業技術開発費助成事業提案書（様式第1）
 - ③ 事業の要旨
 - ④ 助成事業実施計画書（添付資料1）
 - ⑤ 企業化計画書（添付資料2）
 - ⑧ 法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料6-1）
 - ⑨ 直近3年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料6-2）
 - ⑫ ユーザ候補からの推薦書（添付資料9）
 - ⑭ その他の補助金制度との関係等（別添2）
- ※⑫は、該当者のみ提出してください。
3. CD-R ⑰～⑲の電子データを保存したCD-R 1部
- ⑰ 2020年度情報項目ファイル（Ⅰ.資金計画、Ⅱ.資金繰り表、Ⅲ.財務データ入力、Ⅳ.提案者要旨情報の各シート、エクセルファイル形式）
 - ⑱ ②～⑦、⑪、⑫、⑭、⑮の電子データ（ワードファイル形式）
 - ⑲ ⑧～⑩、⑫の電子データ（1つのPDFファイル形式にまとめたもの。⑫のみ、押印版をPDF化して下さい）
4. 提案用書類等整理番号通知票の返送用封筒（連絡責任者の宛先明記、84円切手貼付） 1部

- 紙媒体（提出書類A、B）に加え、CD-R（電子データの提出が必要です）。
- ⑰については、I～IVの各シート全てについて、遺漏なく記載をお願いします。

※詳細は提案書の各注意事項を参照

提出書類 (フェーズa)



1. 提出書類A 1部

- ① 提案用書類等チェックリスト・提案用書類等整理番号通知票
 - ② 課題設定型産業技術開発費助成事業提案書 (様式第1)
 - ③ 事業の要旨
 - ④ 助成事業実施計画書 (添付資料1)
 - ⑤ 企業化計画書 (添付資料2)
 - ⑥ 事業成果の広報活動について (添付資料3)
 - ⑦ 非公開とする提案内容 (添付資料4)
 - ⑧ 法人案内パンフレット等 (法人経歴のわかるもの) (添付資料5-1)
 - ⑨ 直近3年分の決算報告書 (貸借対照表および損益計算書) (添付資料5-2)
 - ⑩ e-Rad応募内容提案書 (添付資料6)
 - ⑪ イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト (添付資料7)
 - ⑫ ユーザ候補からの推薦書 (添付資料8)
 - ⑬ 主任研究者研究経歴書 (別添1)
 - ⑭ その他の補助金制度との関係等 (別添2)
 - ⑮ 利害関係のある評価者 (別添3)
 - ⑯ 全部事項証明書 (一通) (別添4)
 - ⑰ 投資契約書等の出資を証明する書類の写し (別添5)
 - ⑱ 出資 (検討) 意向確認書 (別添6)
 - ⑲ 出資理由確認書 (別添7)
- ※⑪、⑫及び⑰～⑲は、該当者のみ提出してください。

2. 提出書類B 上記②、③、④、⑤、⑧、⑨、⑫、⑭の写し 1部

- ② 課題設定型産業技術開発費助成事業提案書 (様式第1)
 - ③ 事業の要旨
 - ④ 助成事業実施計画書 (添付資料1)
 - ⑤ 企業化計画書 (添付資料2)
 - ⑧ 法人案内パンフレット等 (法人経歴のわかるもの) (添付資料5-1)
 - ⑨ 直近3年分の決算報告書 (貸借対照表および損益計算書) (添付資料5-2)
 - ⑫ ユーザ候補からの推薦書 (添付資料8)
 - ⑭ その他の補助金制度との関係等 (別添2)
- ※⑫は、該当者のみ提出してください。

3. CD-R ⑳～㉔の電子データを保存したCD-R 1部

- ㉔ 2020年度情報項目ファイル (I.資金計画、II.資金繰り表、III.財務データ入力、IV.提案者要旨情報の各シート、エクセルファイル形式)
- ㉑ ②～⑥、⑫、⑬、⑮、⑯の電子データ (ワードファイル形式)
- ㉒ ⑨、⑩、⑬の電子データ (1つのPDFファイル形式にまとめたもの。②と⑬のみ押印版をPDF化して下さい)
- ㉓ ⑧の電子データ (エクセルファイル形式)

4. 提案用書類等整理番号通知票の返送用封筒 (連絡責任者の宛先明記、84円切手貼付) 1部

- 紙媒体 (提出書類A、B) に加え、CD-R (電子データの提出が必要です)。
- ㉔については、I～IVの各シート全てについて、遺漏なく記載をお願いします。
- 出資に関する資料 (㉑～㉓) の提出が必要です。

※詳細は提案書の各注意事項を参照

提出書類 (フェーズβ)



1. 提出書類A 1部

- ① 提案用書類等チェックリスト・提案用書類等整理番号通知票
 - ② 課題設定型産業技術開発費助成事業提案書 (様式第1)
 - ③ 事業の要旨
 - ④ 助成事業実施計画書 (添付資料1)
 - ⑤ 企業化計画書 (添付資料2)
 - ⑥ 事業成果の広報活動について (添付資料3)
 - ⑦ 非公開とする提案内容 (添付資料4)
 - ⑧ 法人案内パンフレット等 (法人経歴のわかるもの) (添付資料5-1)
 - ⑨ 直近3年分の決算報告書 (貸借対照表および損益計算書) (添付資料5-2)
 - ⑩ e-Rad応募内容提案書 (添付資料6)
 - ⑪ イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト (添付資料7)
 - ⑫ ユーザ候補からの推薦書 (添付資料8)
 - ⑬ 主任研究者研究経歴書 (別添1)
 - ⑭ その他の補助金制度との関係等 (別添2)
 - ⑮ 利害関係のある評価者 (別添3)
 - ⑯ 全部事項証明書 (一通) (別添4)
 - ⑰ 投資契約書等の出資を証明する書類の写し (別添5)
 - ⑱ 出資意向及び理由確認書 (別添6)
 - ⑲ 出資理由確認書 (別添7)
- ※⑪、⑫及び⑰～⑲は、該当者のみ提出してください。

2. 提出書類B 上記②～⑤、⑧、⑨、⑫、⑭の写し 1部

- ② 課題設定型産業技術開発費助成事業提案書 (様式第1)
 - ③ 事業の要旨
 - ④ 助成事業実施計画書 (添付資料1)
 - ⑤ 企業化計画書 (添付資料2)
 - ⑧ 法人案内パンフレット等 (法人経歴のわかるもの) (添付資料5-1)
 - ⑨ 直近3年分の決算報告書 (貸借対照表および損益計算書) (添付資料5-2)
 - ⑫ ユーザ候補からの推薦書 (添付資料8)
 - ⑭ その他の補助金制度との関係等 (別添2)
- ※⑫は、該当者のみ提出してください。

3. CD-R ⑳～㉒の電子データを保存したCD-R 1部

- ㉑ ⑳2020年度情報項目ファイル (I.資金計画、II.資金繰り表、III.財務データ入力、IV.提案者要旨情報の各シート、エクセルファイル形式)
- ㉒ ㉑～㉓、㉕、㉖、㉗の電子データ (ワードファイル形式)
- ㉘ ㉙～㉚、㉛、㉜～㉝の電子データ (1つのPDFファイル形式にまとめたもの。㉛のみ、押印版をPDF化して下さい)

4. 提案用書類等整理番号通知票の返送用封筒 (連絡責任者の宛先明記、84円切手貼付) 1部

- 紙媒体 (提出書類A、B) に加え、CD-R (電子データの提出が必要です)。
- ㉑については、I～IVの各シート全てについて、遺漏なく記載をお願いします。
- 出資に関する資料 (㉑～㉓) の提出が必要です。

※詳細は提案書の各注意事項を参照

提出書類 (フェーズC)



1. 提出書類A 1部
- ① 提案用書類等チェックリスト・提案用書類等整理番号通知票
 - ② 課題設定型産業技術開発費助成事業提案書 (様式第1)
 - ③ 事業の要旨
 - ④ 助成事業実施計画書 (添付資料1)
 - ⑤ 企業化計画書 (添付資料2)
 - ⑥ 事業成果の広報活動について (添付資料3)
 - ⑦ 非公開とする提案内容 (添付資料4)
 - ⑧ 法人案内パンフレット等 (法人経歴のわかるもの) (添付資料5-1)
 - ⑨ 直近3年分の決算報告書 (貸借対照表および損益計算書) (添付資料5-2)
 - ⑩ e-Rad応募内容提案書 (添付資料6)
 - ⑪ イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト (添付資料7)
 - ⑫ ユーザ候補からの推薦書 (添付資料8)
 - ⑬ 主任研究者研究経歴書 (別添1)
 - ⑭ その他の補助金制度との関係等 (別添2)
 - ⑮ 利害関係のある評価者 (別添3)
 - ⑯ 全部事項証明書 (一通) (別添4)
 - ※ ⑪ 及び ⑫ は、該当者のみ提出してください。
2. 提出書類B 上記②～⑤、⑧、⑨、⑫、⑭の写し 1部
- ② 課題設定型産業技術開発費助成事業提案書 (様式第1)
 - ③ 事業の要旨
 - ④ 助成事業実施計画書 (添付資料1)
 - ⑤ 企業化計画書 (添付資料2)
 - ⑧ 法人案内パンフレット等 (法人経歴のわかるもの) (添付資料5-1)
 - ⑨ 直近3年分の決算報告書 (貸借対照表および損益計算書) (添付資料5-2)
 - ⑫ ユーザ候補からの推薦書 (添付資料8)
 - ⑭ その他の補助金制度との関係等 (別添2)
 - ※ ⑫ は、該当者のみ提出してください。
3. CD-R ⑰～⑲の電子データを保存したCD-R 1部
- ⑰ 2020年度情報項目ファイル (I. 資金計画、II. 資金繰り表、III. 財務データ入力、IV. 提案者要旨情報の各シート、エクセルファイル形式)
 - ⑱ ②～⑦、⑪、⑫、⑭、⑮の電子データ (ワードファイル形式)
 - ⑱ ⑧～⑩、⑫の電子データ (1つのPDFファイル形式にまとめたもの。⑫のみ、押印版をPDF化して下さい)
4. 提案用書類等整理番号通知票の返送用封筒 (連絡責任者の宛先明記、84円切手貼付) 1部

- 紙媒体 (提出書類A、B) に加え、CD-R (電子データの提出が必要です)。
- ⑰については、I～IVの各シート全てについて、遺漏なく記載をお願いします。

※詳細は提案書の
各注意事項を参照

提出書類（フェーズD）



1. 提出書類A 1部

- ① 提案用書類等チェックリスト・提案用書類等整理番号通知票
 - ② 課題設定型産業技術開発費助成事業提案書（様式第1）
 - ③ 事業の要旨
 - ④ 助成事業実施計画書（添付資料1）
 - ⑤ 企業化計画書（添付資料2）
 - ⑥ 事業成果の広報活動について（添付資料3）
 - ⑦ 非公開とする提案内容（添付資料4）
 - ⑧ 法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料5-1）
 - ⑨ 直近3年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料5-2）
 - ⑩ e-Rad応募内容提案書（添付資料6）
 - ⑪ イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト（添付資料7）
 - ⑫ ユーザ候補からの推薦書（添付資料8）
 - ⑬ 主任研究者研究経歴書（別添1）
 - ⑭ その他の補助金制度との関係等（別添2）
 - ⑮ 利害関係のある評価者（別添3）
 - ⑯ 実証設備設置に係る合意書（別添4）
 - ⑰ 全部事項証明書（一通）（別添5）
- ⑰⑪、⑱及び⑲は、該当者のみ提出してください。

2. 提出書類B 上記②～⑤、⑧、⑨、⑫、⑭、⑯の写し 1部

- ② 課題設定型産業技術開発費助成事業提案書（様式第1）
 - ③ 事業の要旨
 - ④ 助成事業実施計画書（添付資料1）
 - ⑤ 企業化計画書（添付資料2）
 - ⑧ 法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料5-1）
 - ⑨ 直近3年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料5-2）
 - ⑫ ユーザ候補からの推薦書（添付資料8）
 - ⑮ その他の補助金制度との関係等（別添2）
 - ⑰ 実証設備設置に係る合意書（別添4）
- ⑱⑫及び⑲は、該当者のみ提出してください。

3. CD-R ⑲～⑳の電子データを保存したCD-R 1部

- ⑲ ⑳2020年度情報項目ファイル（Ⅰ.資金計画、Ⅱ.資金繰り表、Ⅲ.財務データ入力、Ⅳ.提案者要旨情報の各シート、エクセルファイル形式）
- ⑲②～⑦、⑪、⑫、⑭～⑯の電子データ（ワードファイル形式）
- ⑲⑧～⑩、⑫、⑯の電子データ（1つのPDFファイル形式にまとめたもの。⑫と⑯のみ、押印版をPDF化して下さい）

4. 提案用書類等整理番号通知票の返送用封筒（連絡責任者の宛先明記、84円切手貼付） 1部

- 紙媒体（提出書類A、B）に加え、CD-R（電子データの提出が必要です）。
- ⑱については、I～IVの各シート全てについて、遺漏なく記載をお願いします。
- ⑲実証先設備設置に係る合意書の提出が必要です。

※詳細は提案書の各注意事項を参照

提出書類（全フェーズ共通）



1. 提出書類A 1部
- ①提案用書類等チェックリスト・提案用書類等整理番号通知票
 - ②課題設定型産業技術開発費助成事業提案書（様式第1）
 - ③事業の要旨
 - ④助成事業実施計画書（添付資料1）
 - ⑤企業化計画書（添付資料2）
 - ⑥事業成果の広報活動について（添付資料3）
 - ⑦非公開とする提案内容（添付資料4）
 - ⑧法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料5-1）
 - ⑨直近3年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料5-2）
 - ⑩e-Rad応募内容提案書（添付資料6）
 - ⑪イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト（添付資料7）
 - ⑫ユーザ候補からの推薦書（添付資料8）
 - ⑬主任研究者研究経歴書（別添1）
 - ⑭その他の補助金制度との関係等（別添2）
 - ⑮利害関係のある評価者（別添3）
 - ⑯全部事項証明書（一通）（別添4）
- ※⑪及び⑫は、該当者のみ提出してください。
2. 提出書類B 上記②～⑤、⑧、⑨、⑫、⑭の写し 1部
- ②課題設定型産業技術開発費助成事業提案書（様式第1）
 - ③事業の要旨
 - ④助成事業実施計画書（添付資料1）
 - ⑤企業化計画書（添付資料2）
 - ⑧法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料6-1）
 - ⑨直近3年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料6-2）
 - ⑫ユーザ候補からの推薦書（添付資料9）
 - ⑭その他の補助金制度との関係等（別添2）
- ※⑫は、該当者のみ提出してください。
3. CD-R ⑰～⑲の電子データを保存したCD-R 1部
- ⑰2020年度情報項目ファイル（Ⅰ.資金計画、Ⅱ.資金繰り表、Ⅲ.財務データ入力、Ⅳ.提案者要旨情報の各シート、エクセルファイル形式）
 - ⑱②～⑦、⑪、⑫、⑭、⑮の電子データ（ワードファイル形式）
 - ⑱⑧～⑩、⑫の電子データ（1つのPDFファイル形式にまとめたもの。⑫のみ、押印版をPDF化して下さい）
4. 提案用書類等整理番号通知票の返送用封筒（連絡責任者の宛先明記、84円切手貼付） 1部

共同提案の場合、「様式第1」は、各提案者毎に作成下さい

「事業の要旨及び添付資料1～2」については、各提案者毎ではなく同一の資料を作成下さい。
（共同提案の場合、代表提案者にて取りまとめの上、作成下さい。）

※左記ではフェーズA、Bの提出書類一式を例に説明していますが、上記留意点は、全フェーズ共通です。

助成対象費用（費目）



経費区分	種別	対象
I. 機械装置等費	1. 土木・建設工事費	プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。
	2. 機械装置等製作・購入費	助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入、改造等に要する経費。
	3. 保守・改造修理費	プラント及び機械装置の保守、改造、修理に必要な経費。
II. 労務費	1. 研究員費	助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。
	2. 補助員費	助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費。 (但し、上記1. 研究員費に含まれるものを除く。※正社員は不可)
III. その他経費	1. 消耗品費	助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。 (資産登録を行わない試作品製造に必要な経費を含む。)
	2. 旅費	①助成事業を実施するために特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費及び学会参加費。 ②研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費及び学会参加費。
	3. 外注費	助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。
	4. 諸経費	上記のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費。

※生産設備は対象外

人件費

固定資産登録しないもの

- ・助成事業で取得した財産は、管理が義務付けられております。
- ・助成事業で取得した財産の所有権は助成事業者にあります。助成事業期間中の使用は助成金交付の目的に沿った研究に限られます。
- ・事業終了後の取得財産の取り扱いについては以下の留意点があります。

①財産の処分や転用

他研究への転用、商用生産、廃棄、貸与など、助成事業者が助成金の交付を受けた研究以外に使用する際は、N E D Oの事前承認が必要です。

②納付金

処分内容によっては、納付金が必要となります。

③取得財産の処分制限期間

昭和53年通商産業省告示第360号を準用します。

④対象財産

取得価格が単体50万円以上（消費税抜）の財産です。

取得財産の管理②



助成事業終了後の処分制限期間中の取得財産の取り扱いについて

助成先	財産の扱い		承認申請	残存簿価相当額の納付
目的内使用	交付決定の内容の研究開発に引き続き使用		不要	不要
目的外使用	研究開発要素あり	研究開発に支障がない範囲で他の事業等に一時的に使用	承認申請が必要	
		当該助成事業に関連しない研究開発等において使用		
	研究開発要素なし	商業生産に使用		納付必要【注】
使用中止	廃棄、売却等（特別な事情の説明が必要）			

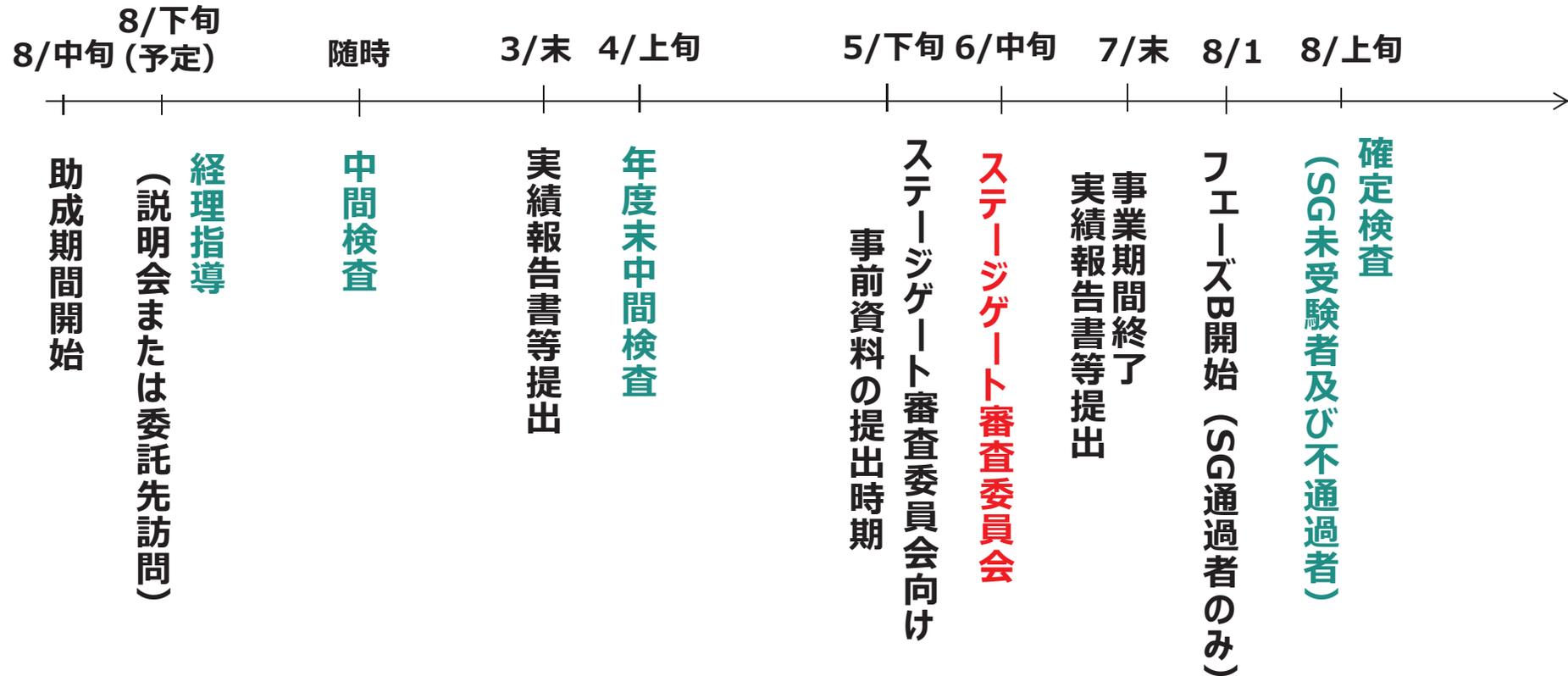
【注】中小企業が助成事業の成果を活用して実施する事業に使用（商用転用）する場合、財産処分に係る納付を免除する場合がある。

本事業期間のスケジュール (フェーズA、aの場合)



2020年

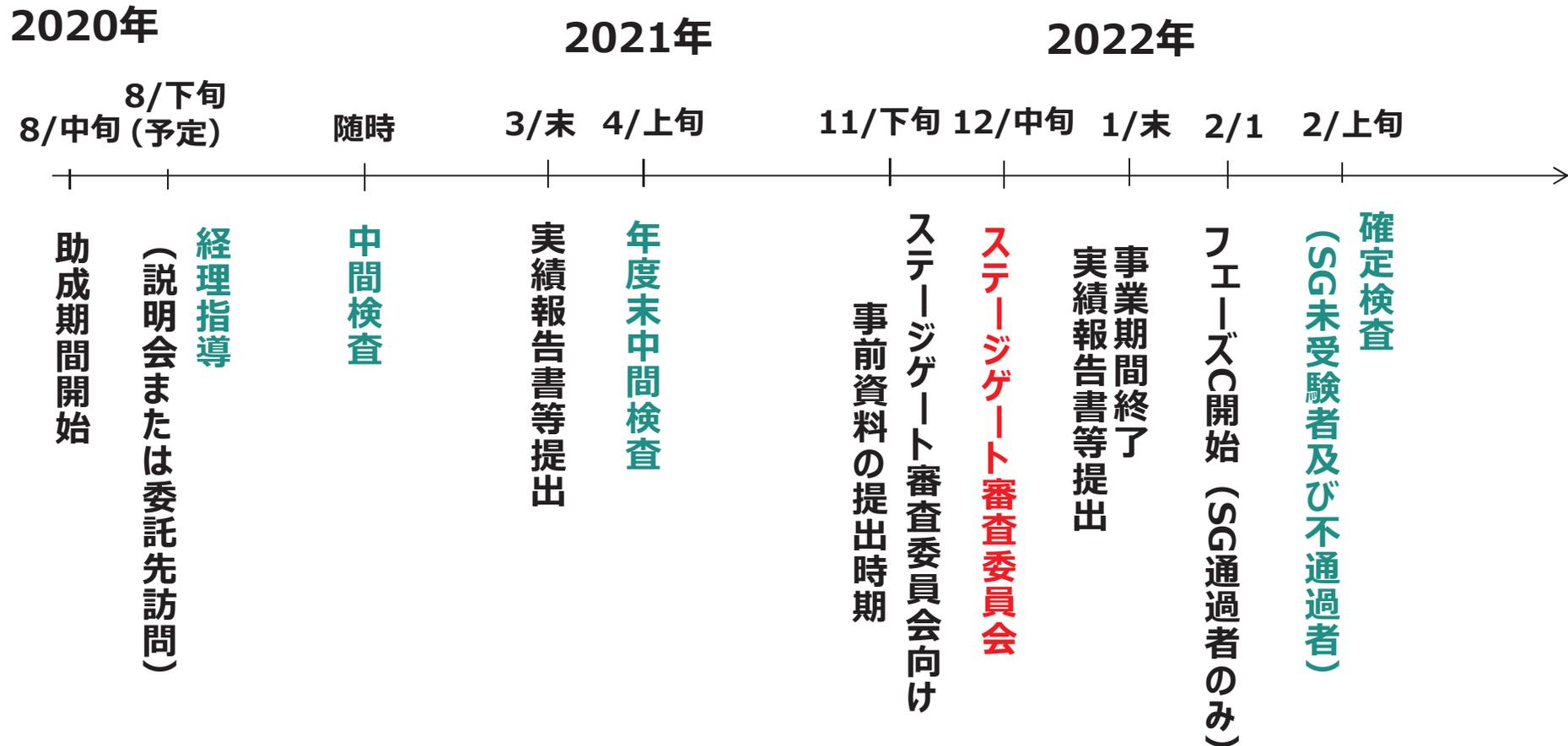
2021年



アドバイザー支援制度
(希望者・採択条件で必須とされた事業者)

* マッチング等のフォローアップは事業終了後に実施 (場合によっては事業期間中からも実施)

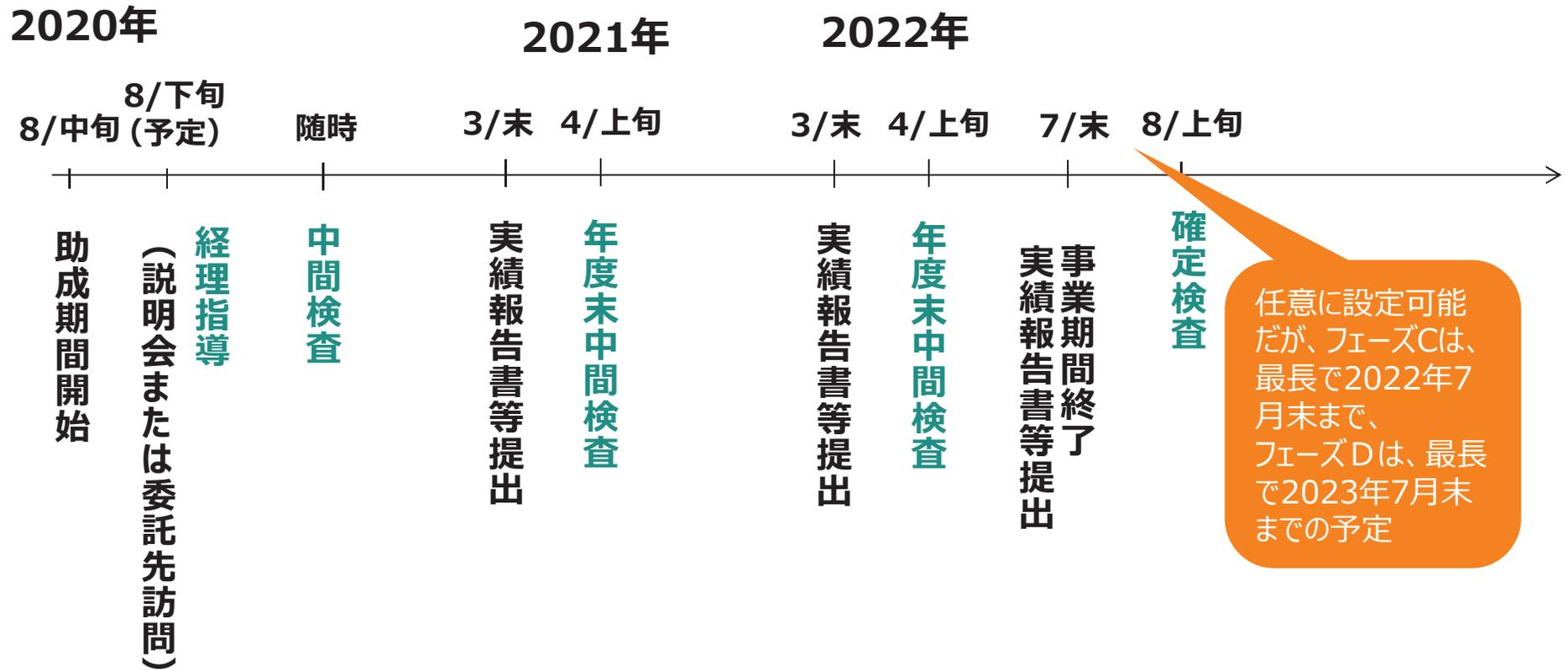
本事業期間のスケジュール (フェーズB、βの場合)



アドバイザー支援制度
(希望者・採択条件で必須とされた事業者)

* マッチング等のフォローアップは事業終了後に実施 (場合によっては事業期間中からも実施)

本事業期間のスケジュール (フェーズC、Dの場合)



アドバイザー支援制度
(希望者・採択条件で必須とされた事業者)

* マッチング等のフォローアップは事業終了後に実施 (場合によっては事業期間中からも実施)

申請書の提出先



《申請書の受付期間》

2020年5月15日（金）正午必着です

郵送もしくは特定信書便で送付して下さい

※持参による受付は行いません

《送付先》

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番

ミューザ川崎セントラルタワー 20階

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 プラットフォームグループ 宛

TEL：044-520-5171

* 「2019年度新エネルギー等のシーズ発掘・
事業化に向けた技術研究開発事業公募申請書在中」と朱記のこと

● 本事業内の重複申請

- ・同一事業者が複数の提案をすることは可能ですが、予算の制約等により、提案額から減額して交付決定することがあります。

● 重複助成の排除

- ・**同一のテーマ**について、既に他の助成を受けていると認められる場合は、提案者に事実関係を確認の上、**申請の取り下げを求めることがあります。**
- ・同一のテーマについて、他の助成と**同時に提案することは可能**ですが重複受給はできません（採択された場合は、ご相談ください）。
- ・「提案者」「共同研究先」のいずれかに所属する研究者等において**「不合理な重複」**及び**「過度の集中」**が発生している場合は、提案者に事実関係を確認の上、申請の取り下げを求めることがあります。

お問い合わせ先

2020年3月18日（水）～5月14日（木）の間、
平日10：00～12：00及び13：00～17：00に対応致します。

〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310
ミュージアム川崎セントラルタワー 20階

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部 プラットフォームグループ

メールアドレス：venture2020@nedo.go.jp

※問い合わせは、原則、E-mailのみで受け付けます。

※電話対応をご希望の場合、E-mailにお名前、電話番号、問い合わせ内容を記載の上、ご連絡ください。事務局より折り返しお電話をします。